

## 伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○伊賀市国民健康保険条例 平成16年11月1日条例第162号</p> <p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第13条 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る伊賀市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>	<p>○伊賀市国民健康保険条例 平成16年11月1日条例第162号</p> <p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第13条 略</p>